

中標津町想いをつなぐ手話言語条例（素案）に対する意見募集結果

◆はじめに

中標津町想いをつなぐ手話言語条例（素案）について、町民の皆様から寄せられたご意見の概要と、これらに対します町の考え方を下記のとおりお示しします。貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

◆ご意見の募集結果

【案件名】 中標津町想いをつなぐ手話言語条例（素案）について

パブリックコメント

【募集期間】 令和7年8月27日（水）～令和7年9月30日（火）

【意見総数】 1件（1人）

【内訳】

【修正】 案を付加・修正するもの	0件
【既掲載】 既に案に盛り込んでいるもの	0件
【参考】 今後の参考とするもの	0件
【その他】 意見として伺ったもの	1件

【電子メール】	0人
【郵送】	0人
【FAX】	0人
【ウェブ】	1人
【直接持参】	0人

◆ご意見の概要と町の考え方

中標津町想いをつなぐ手話言語条例（素案）に対する意見の概要と町の考え方は、次ページのとおりでです。

中標津町想いをつなぐ手話言語条例（素案）に対する意見の概要と町の考え方

町民等の意見の概要	件数	意見に対する町の考え方
【意見】 1 管内では根室市に次ぎ中標津町においても手話に関する条例が制定されること、手話やろう者を取り巻く状況を町民や社会へ啓発していく取り組みが促進されることは大いに賛同します。 2 本条例案の「手話言語」を「日本手話」と修正し、「日本手話」を意識する修正をしてもらいたいです。 【意見の理由】 本条例案は、町内のろう者らや手話関係団体の方々からもヒアリングをしつつ作成されたものと思われ、その内容からも、「手話言語」＝「日本手話」を前提に作成されているものと思われます。 しかし、手話には、「日本手話」（独自の文法体系あり）と「日本語対応手話」（日本語を前提に対応する手話で表すので、要は日本語の音声ありき）があります。国の立場があいまいなため、その結果、ろう者が通うろう学校において、日本手話を学べない、日本手話で教育を受けることができないという問題が発生しています。札幌では訴訟も係属しています。 この問題は、ろう学校に勤務する教職員も理解しており、その是正を希望している教職員も大勢います。 健聴者は、最寄りの小学校に通い始め、国語の授業で日本語を少しずつ学んでいきます。ろう者はろう学校に通い、手話という独自の言語を少しずつ学んでいくものだとは私はずっと思っていました。しかし、そうではないということを数年前まで知りませんでした。ろう学校では、口話法が推し進められ、手話自体が禁止されていた時期もあるようです。また、国の方針もあいま	1 件	ご指摘のように、日本で使われている手話の中には「日本手話」と「日本語対応手話」が存在するという意見があります。 ろう者や聞こえにくい人には、聴力を失った年齢、生まれ育った環境、手話を習得した年齢など様々な個人的背景があります。このため、手話を流ちょうに使う人もいれば、日本語を手話単語に合わせて表現する人もいます。 このことについては、平成 30 年に一般財団法人全日本ろうあ連盟が「手話言語に関する見解」を表明しています。 この中で同連盟は、手話を第一言語として生活しているろう者、手話を獲得・習得しようとしている聞こえない人や聞こえにくい人、手話を使う聞こえる人など、それぞれが使う手話は様々ですが、それら全てが手話であり、音声言語である日本語と同じように一つの言語だということを共通理解とすべきであると訴えています。 手話を「日本手話」「日本語対応手話」と分けることによって、聞こえない人や聞こえにくい人、手話通訳者を含めた聞こえる人を分け隔てることはあってはならないと述べています。 埼玉県朝霞市の「朝霞市日本手話言語条例」は「日本手話」を言語と位置付けていますが、この条例に基づいて定められた「朝霞市日本手話に係る施策の推進方針」において、「原則として日本手話を対象とするが、日本手話以外のものを排除するものではない」としております。 本年 6 月、手話に関する施策の推進に関する法律（令和 7 年法律第 78 号）が公布・施行されましたが、手話に関する定義規定は設けられておりません。 このような考え方や国・他の自治体の動きなどを踏まえ、本条例案における手話についてはあえて「日本手話」と「日本語対応手話」を区別することなく、広く手話そのものを対象とし、

いなため、ろう者がろう学校で日本手話を学べない、日本手話で教育を受けられないという現状があります。こういったろう者を取り巻く学校生活、日常生活のことを少なくとも私は全く知りませんでした。

本条例案の作成経緯に際し、町内のろう者らや手話関係団体が議論の前提にされていたものは、「日本手話」の理解、促進、普及のことだと思えます。もちろん手話を学ぶ過程で日本語対応手話も含めて学ぶことになるとは思いますが、第1は独自の文法体系を持った「日本手話」というものだと思えます。

中標津町内にはろう学校はありませんので、私はどのような学校生活なのか、想像ができませんが、町内にはろう学校を卒業したろう方々はいらっしゃいます。後日、本条例制定を受けて、町の社会への発信、町民への発信が始まり、そもそもろう者が使う日本手話とはどんなものなのか、手話やろう者の生活はどういう歴史をたどってきたのか、ろう者が通うろう学校ではどのような生活なのか、成長したろう者はどのような生活を送るのか、社会にはどのような生活上の支障があるのか等々、町民が学ぶきっかけになると思えます。そうであれば、ろう者が使う手話とは独自の文法体系のある「日本手話」なんだという点も意識的に強調して条例に盛り込んだ方がより啓発の意味で影響力大であり、町民にとっても学び多い条例になると思えます。

なお、埼玉県朝霞市にもろう学校はありませんが、上記を意図的に意識して、「朝霞市日本手話言語条例」という名称で制定され、あえて「日本手話」と明記した内容になっています。

参考

<https://www.city.asaka.lg.jp/uploaded/attachment/29886.pdf>

原案のまま「手話言語」としたいと考えます。

なお、本条例案では、言語としての手話を「手話言語」と定義（第2条）しております。ご意見を参考に、手話言語が音声言語である日本語とは異なる独自の文法体系を持つ言語であることについて、過去の歴史とともに認知を広める取組を進めてまいります。